

地域コミュニティの取組に関する調査（安芸太田町）

平成25年2月

○安芸太田町の概要

人口	7296	人
世帯数	3360	世帯
小学校区数	7	校区
自治会等名称	自治振興会	
自治会等数	48	(単位当たり 6世帯～ 189世帯)
自治会等加入率	不明	
行政区長委嘱制度	安芸太田町自治振興会設置規則	
地域コミュニティ活性化に向けた取組の単位	自治振興会	

○安芸太田町の取組

担当部局	地域づくり課	自治振興、住民との協働推進、集落支援など地域コミュニティ関連業務、企画担当及び交通施策業務等を担当している。 平成22年度に設置された部署で、当初は課長と職員1人の計2名で地域支援に特化した業務を担当していたが、協働のまちづくり推進の点から、現在は企画と地域コミュニティ等を担当する部署となっている。 地域づくり課職員は、専従の地域担当者となっており、旧3町村ごとに各地区2名の担当を配置している。
	自治振興会	平成16年10月に加計町、筒賀村、戸河内町が合併して安芸太田町となった際に、行政区を再編し、54行政区とした。さらに合併後の再々編で、「自治振興会設置規則」を制定し、町の地域自治組織として48の自治振興会を指定している。(詳細後述)
取組の概要	地域マスタープラン事業	平成23年度から、自治振興会による「地域マスタープラン」策定の取組を開始。地域の課題解決について、地域・住民自身が考え、5年、10年後の地域の将来の方向性を定める地域の基本計画づくりに取り組むもの。町は策定作業に対し財政的・人的支援を行う。(詳細後述)

○自治振興会

概要	現在、48の自治振興会があるが、その規模は大小さまざまである。当初は旧小学校区単位の31団体を目指していたが、今はそれにこだわっていない。それよりは、コミュニティ組織として成立する程度の組織づくりを行うことが重要である。 設立の経緯は地域によって異なる。旧加計町は旧地区社協をベースにまとまっている。旧筒賀村では2つ程度の自治組織を1つにして自治振興会となっている。旧戸河内町では、合併前の自治組織がそのまま自治振興会となっている。 地域によって組織の様相は異なり、取組の内容によっても違うが、町としては前述の規則により、一律に自治振興会の枠組みで整理している(名称は統一していない)。財政支援などの単位もこの自治振興会である。
拠点施設	拠点施設は旧町村ごとに違う。旧筒賀村では、地域で建設したり、村で整備した公民館を持っているところもあるが、自前の施設を持っていない地域が多い。ないところは学校、福祉施設の間借りなどで対応している。 旧加計、戸河内では、集落数に近い数の集会施設があったが、所有の形態はさまざまであった。これを合併後に整理し、基本的には地域でしか使わない施設は地域へ無償譲渡、大規模な施設は指定管理者制度により地域が管理するという形で進めている。

○地域マスタープランの策定

取組開始までの経緯	<p>平成18年3月に長期総合計画を策定したが、その後率先して取り組むべき項目を検討するため、平成22年度、「未来戦略会議」を設置した。</p> <p>外部の方も参加した委員会方式で、産業再生、集落再生、観光再生の3部会に分かれ、それぞれの課題と方向性を議論し町に提言した。町長の「協働のまちづくりを推進したい」という方針を受け、協働のまちづくりとセットで、地域自らが考える5年、10年後の計画、未来ビジョンの必要性が議論された。それとあわせて、地域専従担当制による策定の支援についても言及された。</p> <p>これを受け、平成23年度から自治振興会による「地域マスタープラン」策定の取組を開始した。</p>
地域マスタープラン策定の流れ	<p>4月末頃に、自治振興会会長会議で説明・募集を行い、策定を希望する自治振興会に対して支援を行う。</p> <p>まず、地域づくり課の専従地域担当者が地域の役員会等に出向き、マスタープランの必要性や検討の進め方について説明する。その後、地域担当者及び地域サポーターが支援しながら、地域でプランの策定に取り組む。</p> <p>策定にあたっては、自治振興会長が主体となる場合が多いが、会長とは別に策定委員長等を置いて策定に取り組んでいるところも多々ある。</p> <p>アンケート調査等を通じて出てきた課題を分析し、方向性が出てくると、農地対策や高齢者見守り等の各課題に応じた部会方式になることが多い。部会で検討した結果を最終的に実行計画までまとめる地域もあれば、地域の共通認識ができればよいという地域もある。</p> <p>町としては、「こういうプランでないといけない」というものはない。地域に課題があり、何をを目指すのかが住民に伝われば、形にはこだわらない。平成23年度に策定に着手しているが、あえて最終形にまとめていない地域もある。地域の実情に合わせて融通を利かせたい。策定が完了したから終わりという考え方はない。</p>
地域マスタープラン策定の効果	<p>地域の課題や取組の再確認や共通認識の醸成につながっている。</p> <p>例えば、旧筒賀村の井仁地域は、地域資源の棚田を活かす都市住民との交流をしていたが、ポンチ絵のみだが計画を策定することでコンセプトが明確になった。校舎の利活用等の協議を通じ、共通認識の醸成に貢献している。</p> <p>また、安芸太田町では、消防団が活躍しており、これまで自主防災組織がなかなかできなかったが、プラン策定に取り組む大半の地域で防災体制について検討されており、実際に自主防災組織を設立する動きもある。</p>

○行政の支援

財政的支援	地域マスタープラン支援助成金	<p><地域マスタープラン策定支援> マスタープラン策定の意思を確認した地域には、策定支援の10万円補助がある。役員による視察研修の旅費に使う地域が多い。</p> <p><地域マスタープラントライアル支援> 棚田景観の保全、自主防災組織、高齢者サロン、オーナー制度など、プランに基づく具体的取組に50万円補助している。この50万円は、マスタープラン上の事業で、地域専従担当が地域の実情から必要なものか確認して、採択することとしている。</p>
	自治振興交付金	<p>旧町村のさまざまな支援制度を廃止し、全自治振興会に統合交付金として交付するもの。世帯数や高齢者数、自治振興会所有の集会所数等により積算している。地域が自ら用途を決定し活用することを基本としている。</p>
人的支援	地域担当制の見直し	<p>平成18年度から一般行政職員全員を対象とした地域担当制を始めた。54行政区（当時）に町職員が1行政区に2名（人口が多い地域は5～6名）ずつ配置し、地域窓口としての機能も持たせた。</p> <p>しかし、この取組は十分に機能しなかった面もあり、先述の未来戦略会議で取り上げられ、少人数での専従体制が提言された。</p>
	地域担当制の再構築	<p>提言を受け、平成23年度から地域づくり課職員が1人ずつ専従で担当する方法が変わった。同年度から開始した地域マスタープラン事業で、該当自治振興会の支援を行った。24年度は増員し、1地区2名体制で臨んでいる。</p> <p>地域づくり課以外の町職員（一般行政職のみ）については、職員研修の一環として、マスタープラン策定の支援に参画していく「地域サポーター職員制度」を設けた。48自治振興会に2名ずつ配置している。研修であるため、時間外勤務で対応しており、年度で3～5回活動している。サポーター職員には意識向上のため、年3回の研修を実施している。</p>

○特色ある取組

<津浪振興会>

スマートインターチェンジを利用し、外部の方に立ち寄ってもらえるような場所としてミニ道の駅づくりに取り組んでいる。

<YUNプロジェクト>

旧戸河内町の打梨自治会、那須自治会は限界集落だが、コミュニティどうしの距離が離れていて再編が難しい。吉和郷地域がこの2地域を手助けしている。3つの集落で作成している「ひまわり通信」を集落外へ転出した方にも送付したり、イベント等の復活、伝統工芸の保存・継承などを行う。行政職員もサポート、相談対応している。Y（吉和郷）がU（打梨）、N（那須）を助けるしくみ。

○取組の効果

コミュニティにとっては、住民による町政への参画・自らの計画づくり、もう一度コミュニティ意識の醸成を図れる、今までできなかった課題が整理できる、などの効果がある。

行政にとっては、置き去りにされてきた行政課題が浮き彫りになるほか、事業の取捨選択が可能となり、協働のまちづくりが促進されるなどのメリットが出てきている。

マスタープラン策定の支援などを通して、地域と行政の信頼関係が向上している。

○人材育成

自治振興会の会長の事務量が増えていて、負担になっている部分がある。事務局的要素で地域おこし協力隊などが活用できればと考えている。外部人材をどのように取り入れていくかということも考えていく必要がある。

域学連携は積極的に取り組んでおり、学生など外部人材の活用方法も考えられる。

○今後の課題・展望

マスタープラン事業に取り組む力はあるのに取り組めない地域をどうするか。やっていない地域をどうするか。現在検討中である。例えば自治振興会会長による先進地視察、ヒアリング、相談対応などを行い、できることからやってもらうなど。具体的に出てきた地域の計画に応じて行政も動くことで、メリットを感じてもらいたい。

ただ、限界的な地域については、集落再編とどちらを優先するのかという問題がある。集落支援員制度の活用など、今ととにかく全自治振興会に対応していくつもりである。それは限界集落対策にもつながる。